

奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援及び物価高騰対策支援事業 (介護・福祉分) 等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止等のほか、エネルギー価格等の物価高騰による負担を軽減し、介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等（以下「福祉サービス事業所等」という。）が、継続的にサービスの提供を実施するため、県内福祉サービス事業所等に対し、次条第1項の表の第2欄に掲げる実施要綱等に基づき実施する事業に要する経費の全額又は一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次表の第2欄に掲げる実施要綱等の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる事業等とする。

1 区分	2 実施要綱等	3 補助事業等
(1)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱 (令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）
(2)	令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱 (令和6年3月29日老発0329第3号厚生労働省老健局長通知)	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
(3)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱 (令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）
(4)	障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業実施要綱 (令和2年5月14日障発0514第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業

(5)	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱 （令和5年5月8日障発0508第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業
(6)	就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）実施要綱 （令和2年6月30日障発0630第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）
(7)	令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱 （令和3年10月28日老発1028第1号厚生労働省老健局長通知）	介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業
(8)	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱 （令和3年10月29日障発1029第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業
(9)	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱 （令和5年11月29日府地創第327号）	介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業
(10)	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱	障害福祉サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業
(11)	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱	救護施設における光熱費等高騰対策一時支援事業
(12)	令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱 （令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知）	介護施設等に対するサービス継続支援事業
(13)	令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱 （令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知）	介護事業所等に対するサービス継続支援事業

2 補助事業の目的、補助金の交付の対象となる者、補助金の額等は、別表第1から別

表第13までに掲げるとおりとする。

（事業計画の認定）

第3条 前条に規定する障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業について、次条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について、あらかじめ別表第4の付表に掲げる認定申請書に添付書類を添えて、知事に申請し、その認定を受けなければならない。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第1から別表第13までの付表に掲げる交付申請書に、各事業ごとの添付書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項（2）、（5）、（7）、（8）、（9）、（10）、（11）及び（12）に規定する事業にあっては、知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、審査により、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、補助金の交付を受けようとする者に対し、その旨を通知するものとする。

（交付決定前の着手）

第6条 補助金の交付決定を受けようとする者が、交付決定前に事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 第5条第1項及び第4項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業

者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、別表第1から別表第6及び別表第13までの付表に掲げる変更申請書に各事業ごとの添付書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助金の交付決定額の30%以内の減額変更の場合(ただし、第2条第1項(1)、(2)、(3)、(5)及び(13)に限る)

(2) 補助目的の変更を生じない軽微な内容変更の場合

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援及び物価高騰対策支援事業等補助金事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、補助金概算払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別表第1から別表第6及び別表第13までの付表に掲げる実績報告書に、各事業ごとの添付書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。ただし、第2条第1項(13)に規定する事業にあっては、別表第13に掲げる期日までに知事に報告しなければならないこととする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)及び(12)に規定する事業にあっては、第4条において提出する申請書等をもって実績報告とみなす。

(補助金の確定及び交付)

- 第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、第2条第1項(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)及び(12)に規定する事業にあっては、第5条第4項による。
- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第9条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税等仕入控除税額報告書(第10号様式)により速やかに報告しなければならない。
- 2 補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、補助金の交付を受けたものは、当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 第5条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第16条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上(補助事業者が法人格を有する団体等(市町村を除く。))である場合には単価30万円以上)の機械、器具その他の財産とする。
- 2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
- 3 規則第20条本文の知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業

完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（補助金の経理等）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（補助事業者が法人格を有する団体等（市町村を除く。）である場合には単価30万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分を完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

2 第2条第1項（9）、（10）及び（11）に規定する事業に対する本要綱の規定の適用については、本要綱中「補助金」とあるのは「支援給付金」と、「補助対象事業」とあるのは「支援給付対象事業」と、「補助事業」とあるのは「支援給付事業」と、「補助事業者」とあるのは「支援給付事業者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月3日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月27日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、令和5年5月8日以後に支給すべき事由が生じた補助金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年8月2日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月23日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月22日から施行し、同年12月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同年度の補助金から適用する。